

市営住宅入居申し込みについて

平成22年4月

出雲市建築住宅課

出雲市は、市営住宅（公営住宅、山村住宅、特定公共賃貸住宅）及び定住促進住宅などを管理しています。それぞれ、入居資格や家賃などに違いがあります。

1. 入居申し込みの基準

申し込みをされる時に、次の条件を満たしていることが必要です。

- ① 条例で定める収入の基準を満たすこと。原則同居親族がある世帯であること。（平田地域、大社地域、多伎地域及び佐田地域所在の公営住宅並びに定住促進住宅は除く。）

[単身入居の資格]

a. 公営住宅

- ・昭和31年4月1日以前に生まれた人
- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- ・身体障害者手帳等の交付を受けた人

b. 特定公共賃貸住宅

- ・月収が15万8千円以上48万7千円以下の人（月収が15万8千円未満のうち、年齢が40歳未満で、障がい者である人も含む。）

[収入基準]

| | | |
|-------------|---|-------------------|
| 公 営 住 宅 | 一 般 世 帯 | 月収が15万8千円以下であること。 |
| | 高齢者世帯、障がい者世帯 未就学の子のいる世帯 など | 月収が21万4千円以下であること。 |
| 特定公共賃貸住宅 | 世帯の月収が15万8千円以上48万7千円以下であること。 (月収が15万8千円未満のうち、a. 40歳未満で、家族に18歳未満の人や60歳以上の人、障がい者の人がいる世帯 及びb. 年齢が40歳未満で障がい者である単身者 も含む。) | |
| 定 住 促 進 住 宅 | 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 | |

- ② 市税及び国民健康保険料を滞納していないこと。

- ③ 家族全員が暴力団員でないこと。

2. 収入（世帯月収）の計算のしかた

- ① 一緒に入居しようとする家族全員の年間所得を合計します。（所得は、基本給などの粗収入ではありません。会社等にお勤めの方は、勤め先から受け取る源泉徴収票などで確認してください。）
- ② 法律で定められた控除の額で、当てはまるものを①から差し引き、12か月で割ります。

$(\text{家族の所得の額の合計} - \text{控除の額の合計}) \div 12 = \text{法律上の月収}$

[控除の額]

| 種 類 | 金額（1人あたり） | 備 考 |
|-------------|-----------|----------------------------|
| 同居親族控除 | 38万円 | 代表で申し込む人は、人数に加えない。 |
| 別居扶養親族控除 | 38万円 | |
| 特定扶養親族控除 | 20万円 | 16歳以上23歳未満の人 |
| 老人控除対象配偶者控除 | 10万円 | 70歳以上の人 |
| 老人扶養親族控除 | 10万円 | 70歳以上の人 |
| 障がい者控除 | 27万円 | 身体障害者手帳3～6級、療育手帳B級などをお持ちの人 |
| 特別障がい者控除 | 40万円 | 身体障害者手帳1、2級、療育手帳A級などをお持ちの人 |
| 寡婦（夫）控除 | 27万円まで | その人の所得を上限とする。 |

※ 住民税で控除の対象になっていることが条件のものもあります。

3. 申し込みのしかた

島根県住宅供給公社出雲住宅管理事務所に備え付けてある入居申込書に必要事項を記入し、次の書類を添えて、公社出雲住宅管理事務所へ提出してください。

【必要な書類】

① 家族全員の住民票の謄本

② 市税及び国民健康保険料を滞納していないことを証する書類

③ 所得課税証明書

無職で所得の無い人の分（就学中により所得のない者は除く。）も必要です。1月から6月までに申し込みをするときは、所得課税証明書のほか、前年の源泉徴収票または確定申告書の写しが必要です。

お勤めを変わられたり退職されたりしたときには、別の書類（給与支払（予定）証明書、離職票等）が必要な場合もありますのでおたずねください。

④ 公営住宅を希望の方で、優先入居対象者について、申込書裏面の書類が必要です。

⑤ その他

収入の控除を証明するための書類（障害者手帳の写しなど）や婚約証明書などが必要な場合もありますのでおたずねください。

4. 入居者の選考について

(1) 入居者の選考については、公開抽選により行います。

(2) 申込受付の際に、抽選順を決める抽選を行い、抽選はその順に申込者（委任を受けた代理者を含む。）がくじを引くことになります。

また、優先入居対象者については、2回くじを引くことができます。なお、抽選会に欠席の場合、今回の入居申込みに関する一切の権利は消滅したものととして取扱います。

(3) 申込者全員がくじを引いた後、くじの小さな番号を引いた申込者から順に、入居者を決定します。

また、当該入居決定者以外の人について、住宅ごとに最高3名まで入居補欠者として順位を決めます。ただし、補欠者は、入居決定者が入居の手続きを完了したときにその資格を失います。

5. 入居の決定から入居の手続き

入居される際には、再度、入居資格を審査したうえで入居の決定を行います。

入居が決定した人は、入居決定の日（抽選日）から10日以内に、市営住宅使用請書に下記の書類を添えて公社出雲住宅管理事務所へ提出してください。敷金として家賃の3か月分を納めていただきます。

入居するときには、公営住宅及び定住促進住宅は2名、特定公共賃貸住宅は1名の連帯保証人が必要です。市営住宅使用請書に添える書類は、次のとおりです。

① 連帯保証人の印鑑登録証明書

② 連帯保証人の収入について証明する書類（所得証明書、源泉徴収票の写し等）

③ 本人の印鑑登録証明書

入居決定の日から10日以内に、手続きを済ませ入居していただくこととなります。

6. 市営住宅に入居したら

市営住宅は、入居後も、民間のアパートとは違い、いろいろな手続きや届け出が必要なことがあります。また、同じ敷地にたくさんの世帯が集まって生活する場でもあります。

市営住宅に入居の際にお渡しする「市営住宅入居のしおり」に書いてあるきまりを守り、快適な生活を送っていただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

島根県住宅供給公社 出雲住宅管理事務所
〒693-0011 出雲市大津町1139番地（出雲合同庁舎1階）
TEL(0853)23-1591